

# 本編



## 山口市長と語ろう 市民懇談会

### みんなで話そう！まちづくり 財政健全化と市民サービス

みなさんも一緒に考えてください。

千歳市の財政問題と

千歳市の将来について



## 北海道千歳市

(平成16年10・11月)

# 目 次

## 1 日本の財政

ア) 国の家計簿と借金	1 ページ
イ) 高齢化の進展	2 ページ
待ったなしで進む高齢化	3 ページ
ウ) 国の一般会計の税収と支出の関係	4 ページ
エ) 国民の負担と借金	5 ページ

## 2 千歳市の財政

ア) 千歳市の財政(収入と支出)	6 ページ
イ) 一般財源ってなあに?	8 ページ
ウ) 「市税」と「地方交付税」って?	9 ページ
エ) 千歳市の財政と人口	10 ページ
オ) 収入と支出の見通し・財源不足の推移	11 ページ
カ) 財政再建団体とは	12 ページ
キ) 財政健全化の取り組み	13 ページ
ク) 財政健全化対策が出来るまで	14 ページ
ケ) 来年度からの見直し事業(主なもの)	15 ページ
1 来年度から収入の見直しを予定している事業	15 ページ
2 今年度で終了を予定している事業	16 ページ
3 来年度から変更を予定している事業	21 ページ
コ) 平成16年度財政健全化対策の概要	25 ページ

## 国の家計簿と借金

わが国の財政を家計に例えると、  
毎月54万円の収入に対し、43万円も新しく借金しています。

### 16年度財政状況



税収+税外収入 (A) **46兆円**

国債費 (B) **18兆円**

(A) - (B) **28兆円**

●一般歳出 **48兆円**  
●地方交付税等 **16兆円**

公債金収入 **37兆円**

公債残高 **483兆円**

### 1ヶ月分の家計にたとえた場合



1世帯月収 (C) **54万円**  
(年収 約646万円)

ローン元利払 (D) **21万円**

可処分所得 (C) - (D) **33万円**

●家計費 **56万円**  
●田舎への仕送り **20万円**

不足分=借金 **43万円**

ローン残高 **6,800万円**

(注:家計の前提)

家計調査(総務省)による平成14年度全国勤労者世帯の月平均実収入を月収とし、他の項目は家計収入の国の税収・税外収入に対する比率により計算した。

#### 用語解説

[国債費] 国の歳出のうち、国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用。

[地方交付税] 国税収入の一定割合の額を、国が地方団体に交付するもの。

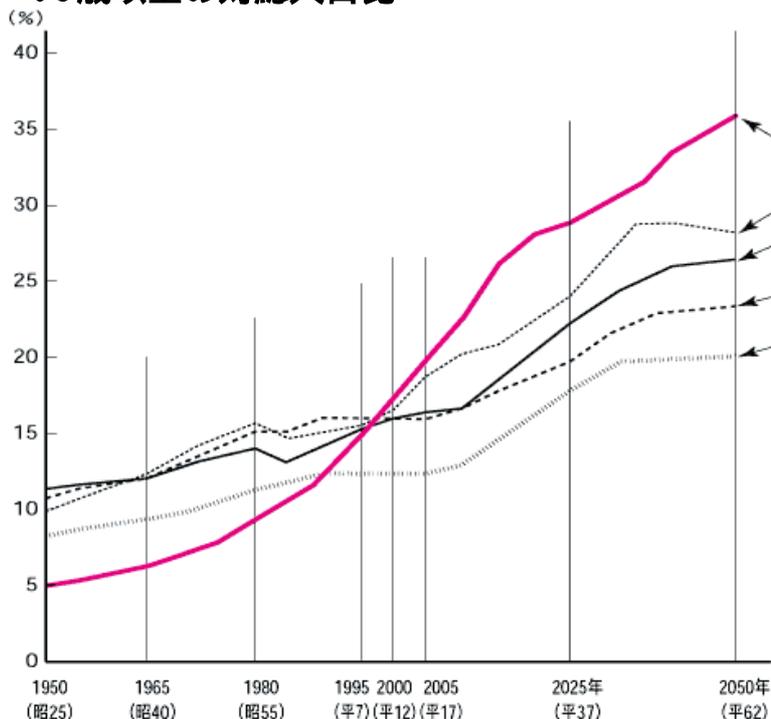
[一般歳出] 国の歳出から国債費や地方交付税などを除いたもので、国が政策を実行するための経費。

[公債金収入] 国が必要な経費を歳入でまかなえない場合に、不足分を補うために公債を発行することで得られる収入。

# 高齢化の進展

私たちの国は世界の先進国の中でも、もっとも高齢化が進んだ国となっています。そして、この高齢化は、これからも進むことが予想されています。

65歳以上の対総人口比

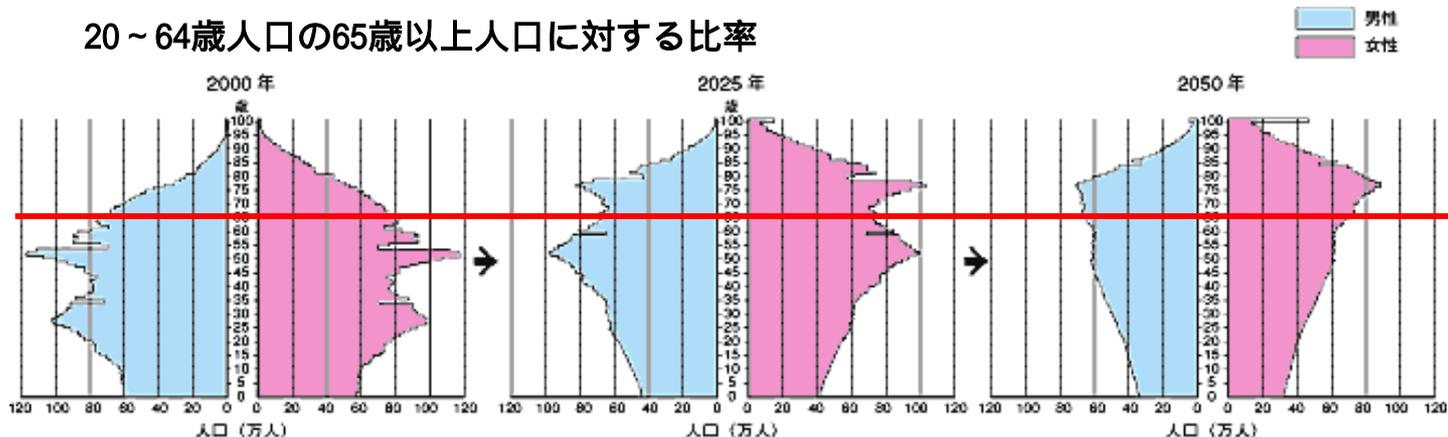


(単位：%)

(暦年)	1965	1980	1995	2000	2005	2025	2050	1965 ↓ 1995	1995 ↓ 2025	2025 ↓ 2050
日本	6.3	9.1	14.5	17.3	19.9	28.7	35.7	8.2	14.2	7.0
ドイツ	12.5	15.6	15.5	16.3	18.6	23.8	28.0	3.0	8.3	4.2
フランス	12.1	14.0	15.1	16.0	16.3	22.0	26.4	3.0	6.9	4.4
イギリス	12.0	15.1	16.0	15.9	15.9	19.6	23.3	4.0	3.6	3.7
アメリカ	9.5	11.2	12.3	12.3	12.3	17.8	20.0	2.8	5.5	2.2

(注) 1. 日本は「国勢調査」及び「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月)による。  
2. 外国は国連推計による。

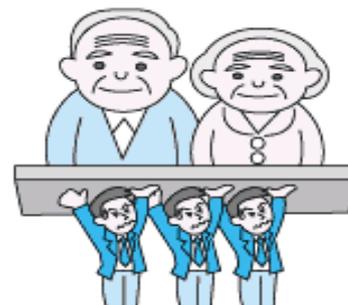
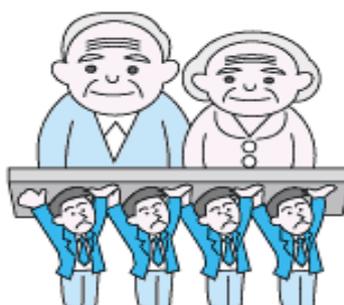
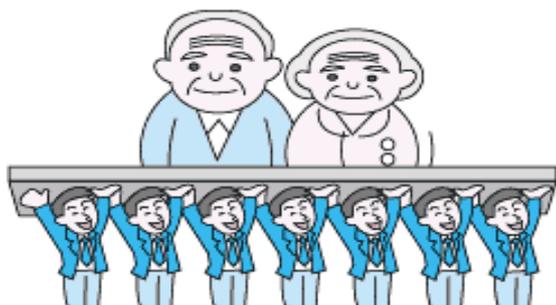
20～64歳人口の65歳以上人口に対する比率



3.6人  
(1億2,693万人)

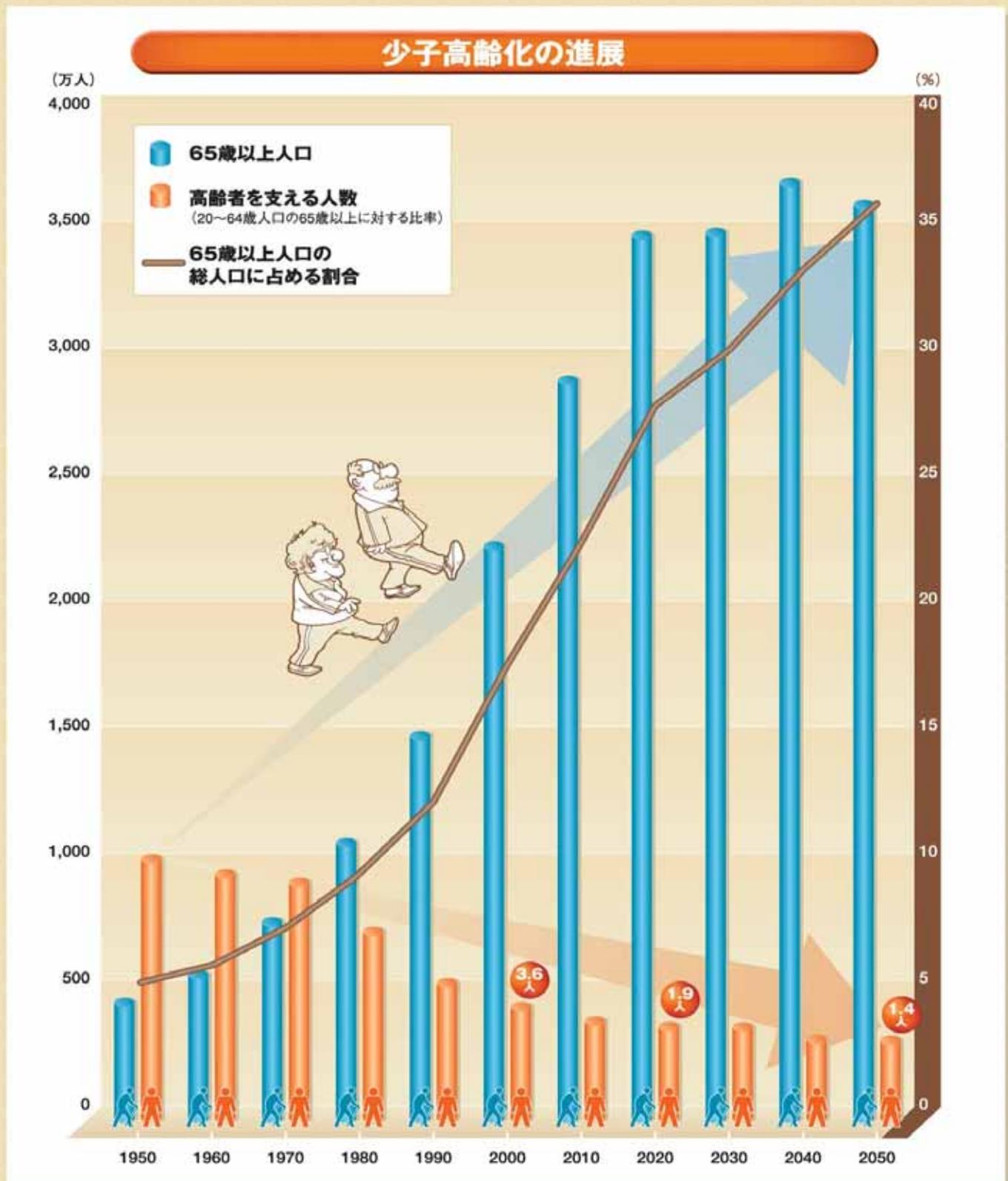
1.9人  
(1億2,114万人)

1.4人  
(1億59万人)



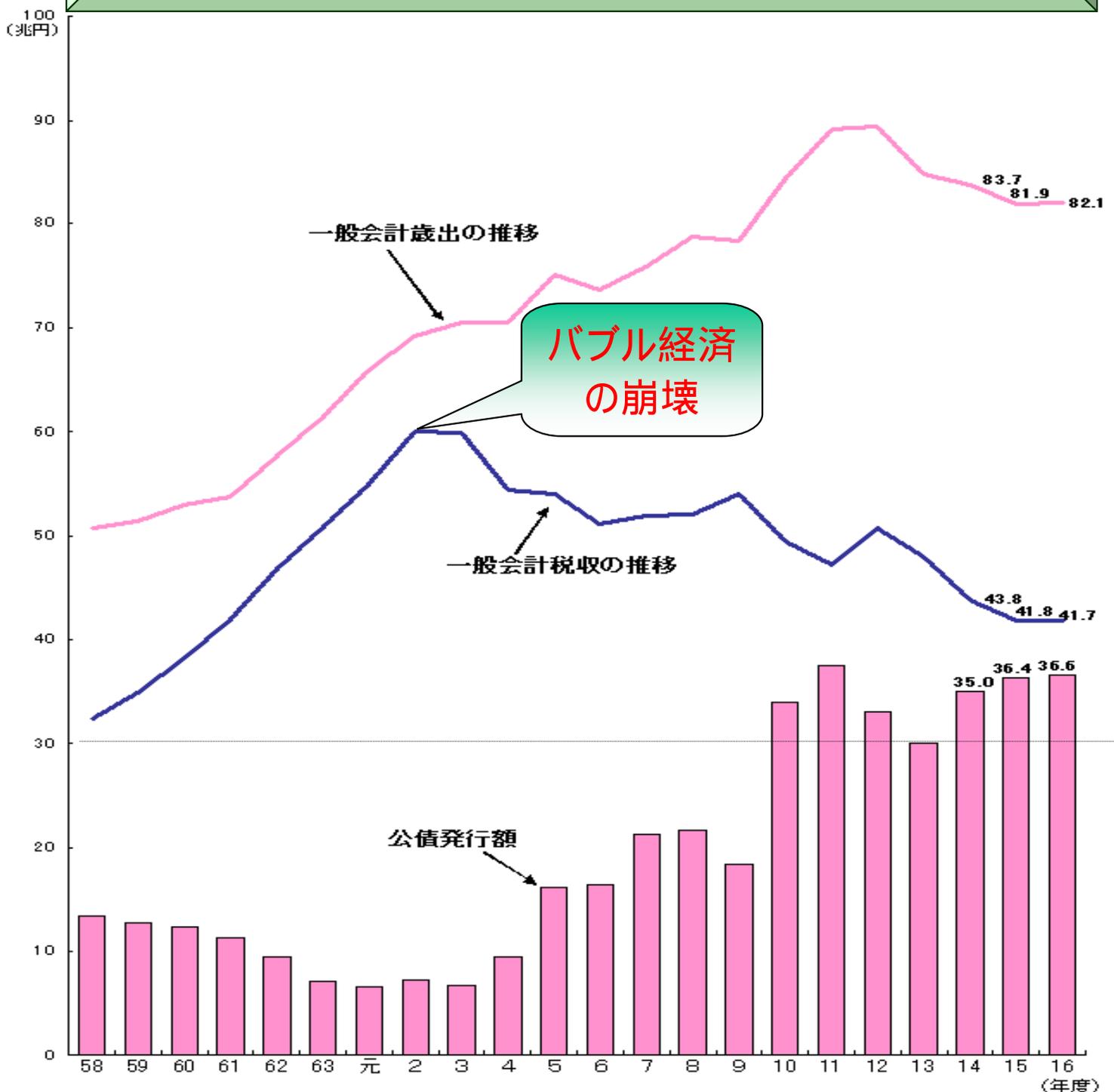
# 待ったなしで進む高齢化

高齢化が進む一方、少子化も進展しています。日本の総人口のピークは、2006年の1億2,744万人といわれています。



# 国の一般会計の税収と支出の関係

税金による収入が減る一方、社会保障費などの必要な支出（歳出）は年々増えており、国の財政赤字は拡大しています。この赤字分は公債の発行（借金）でまかなわれ、平成16年度予算では一般会計歳入に占める税収の割合が5割（50.8%）までに落ち込んでいます。



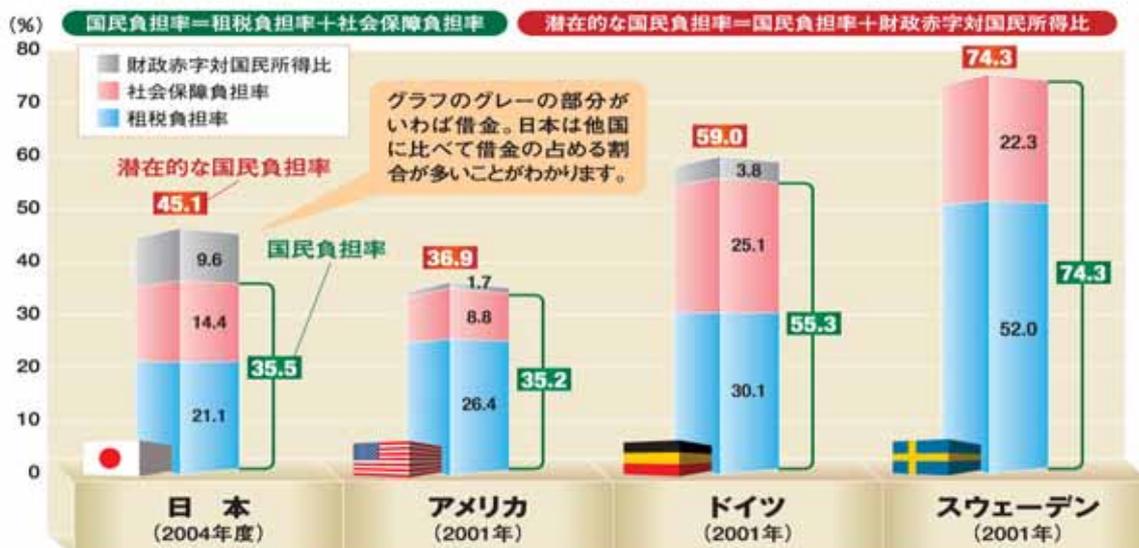
# 国民の負担と借金

## 国民負担率と債務残高

別の言い方をすれば、国民が国から受ける給付に見合う負担を現在していないということです。

この結果、国の借金の残高はどんどん増え続け、国際的に見ても最悪の水準です。

### 国民負担率の国際比較



【諸外国出典】“National Accounts” (OECD)、“Revenue Statistics” (OECD) 等

### 国及び地方の債務残高対GDP比の国際比較



(資料) OECD/Economic outlook 74 (2003年12月)

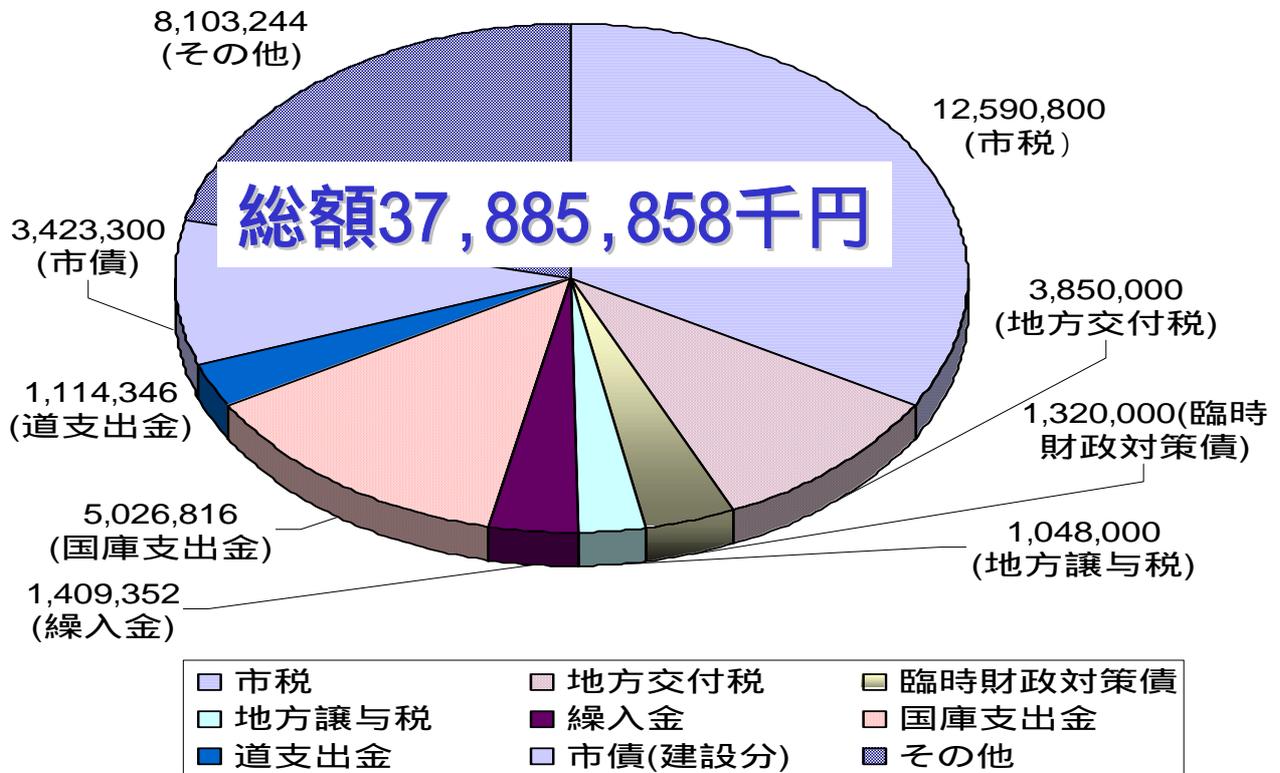
#### 用語解説

- [給付]** 国や地方自治体が国民に対して提供する医療、年金、教育、道路や公共施設の建設などのサービス全般。
- [負担]** 税金や社会保険料など国民が国や地方自治体に納める費用。
- [国民負担率]** 国民所得のうち、税金・社会保険料として国や地方自治体に支払う金額の割合。
- [潜在的な国民負担率]** 国民負担率に財政赤字分を加えた比率。財政赤字は将来世代が負担しなければならないので、「潜在的」と言う。
- [GDP]** 国内の経済活動の結果生み出される付加価値の総計。国内総生産。

# 千歳市の財政（収入と支出）

## 収入（一般会計歳入）

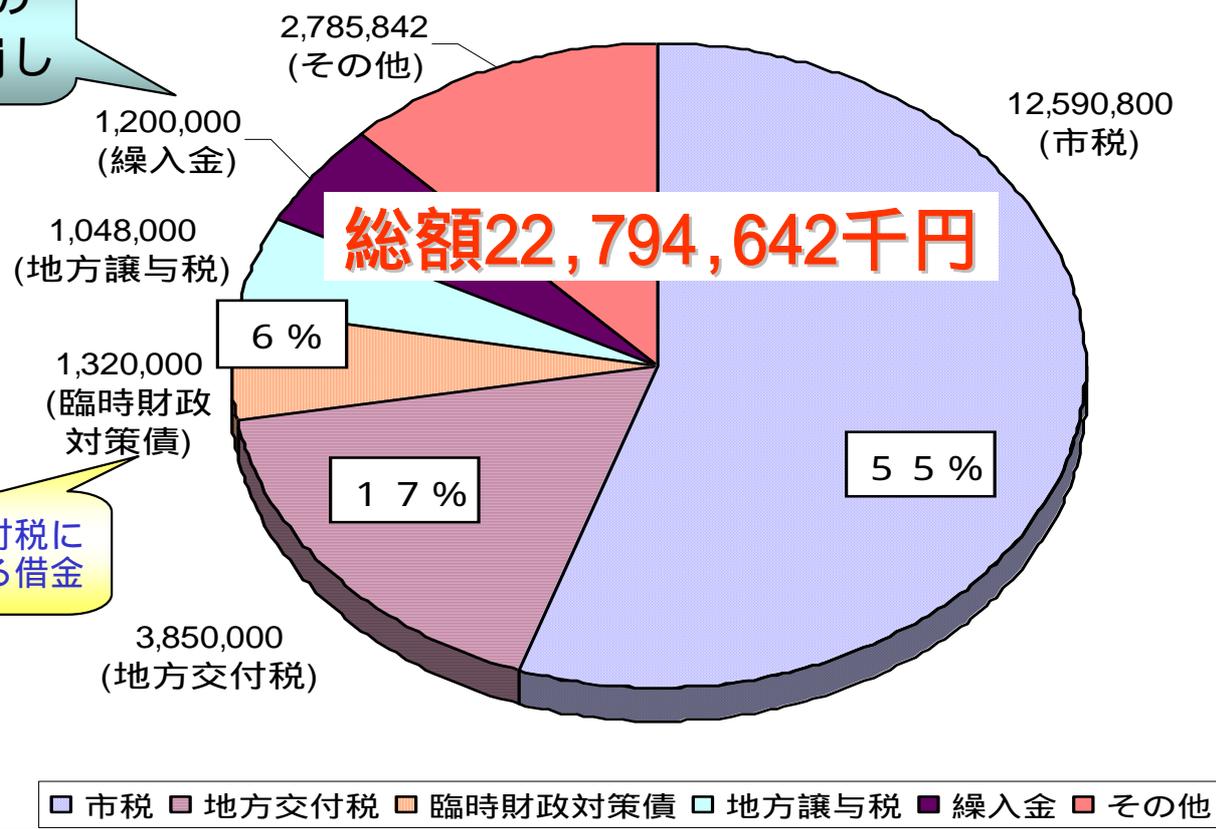
収入の内訳（H16予算歳入）（単位：千円）



一般財源の収入状況（H16予算歳入）（単位：千円）

貯金の  
取り崩し

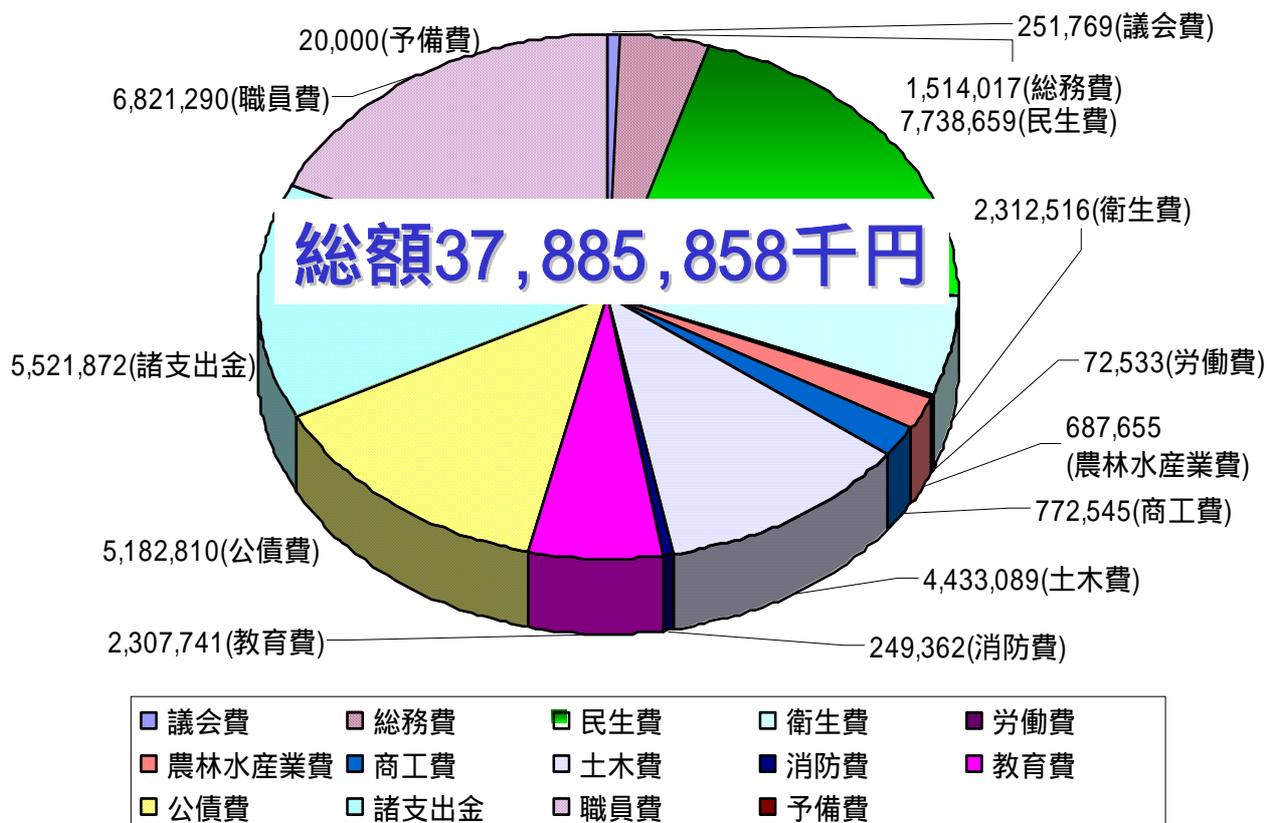
地方交付税に  
相当する借金



# 支出（一般会計歳出）

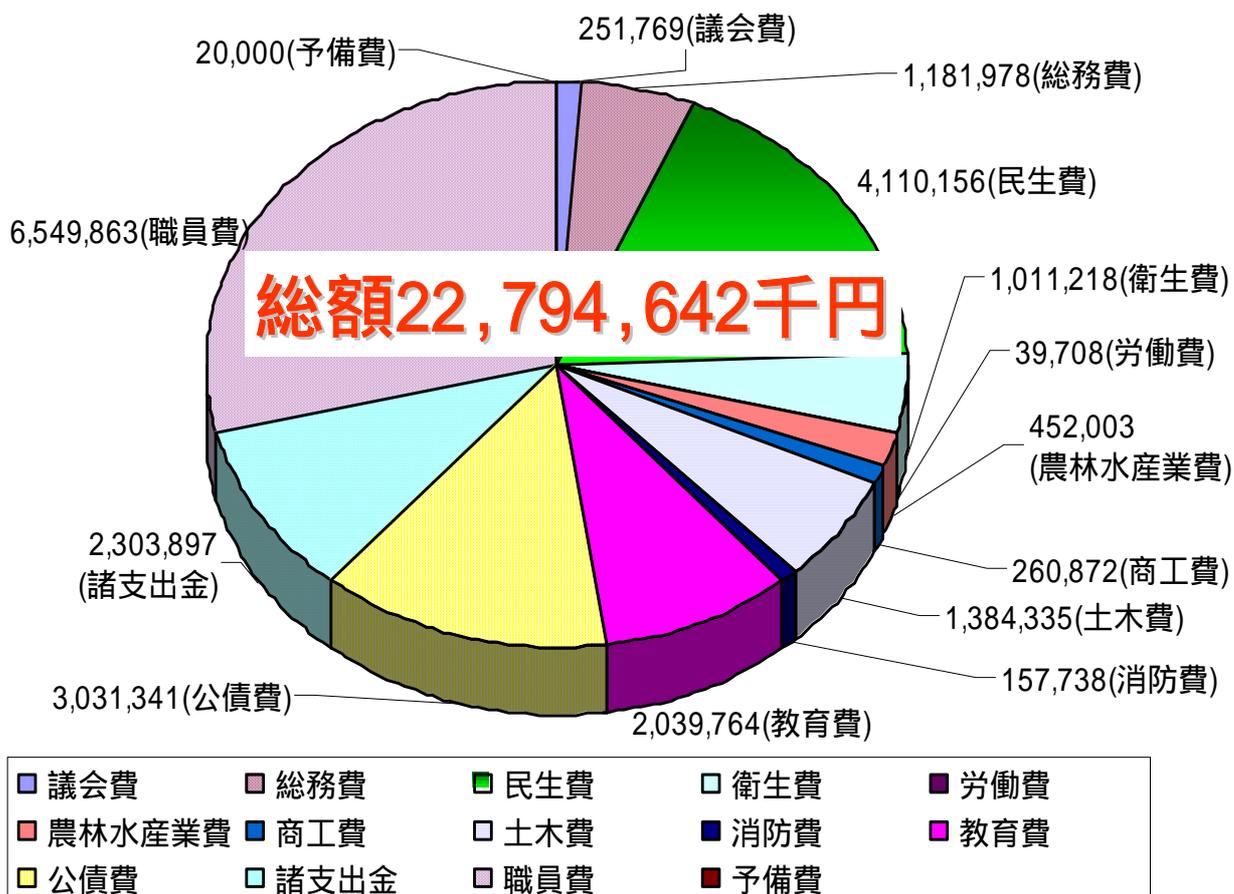
## 支出の内訳（H16予算歳出）

（単位：千円）



## 一般財源の支出状況（H16予算歳出）

（単位：千円）



# 一般財源ってなあに？

## 市の収入

378億円

市 税

126億円

地方交付税

(臨時財政対策債含む)

52億円

譲与税など

(地方消費税ほか)

38億円

貯金取崩し

14億円

国道支出金

61億円

借金(市債)

34億円

そ の 他

53億円

一般財源

230億円

公共施設建設のための貯金取崩し2億円含む

特定財源

148億円

使い途が決まっているお金

一般財源とは、使い途の決められていない、千歳市が自由に使えるお金をいいます。

上の表は今年の千歳市の予算ですが、378億円のうち一般財源は230億円あります。この一般財源230億円のうち、市税と地方交付税で178億円(8割弱)を占めています。

また、一般財源の中では、1年間の収入をもっても、すべての支払いができないため、その不足する赤字分を14億円の貯金でまかなうこととしています。

# 『市税』と『地方交付税』って？



個人市民税



法人市民税



固定資産税  
都市計画税



入湯税



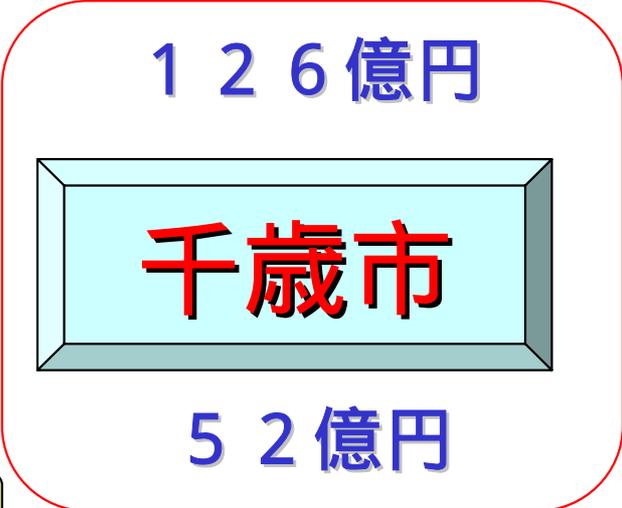
市たばこ税

市税



軽自動車税

主な一般財源



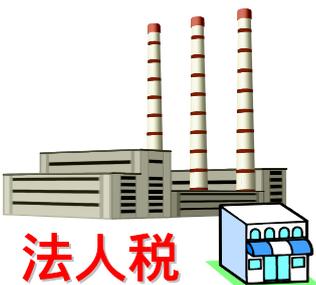
所得税

地方交付税



消費税

国税の3割程度



法人税

納税



国税



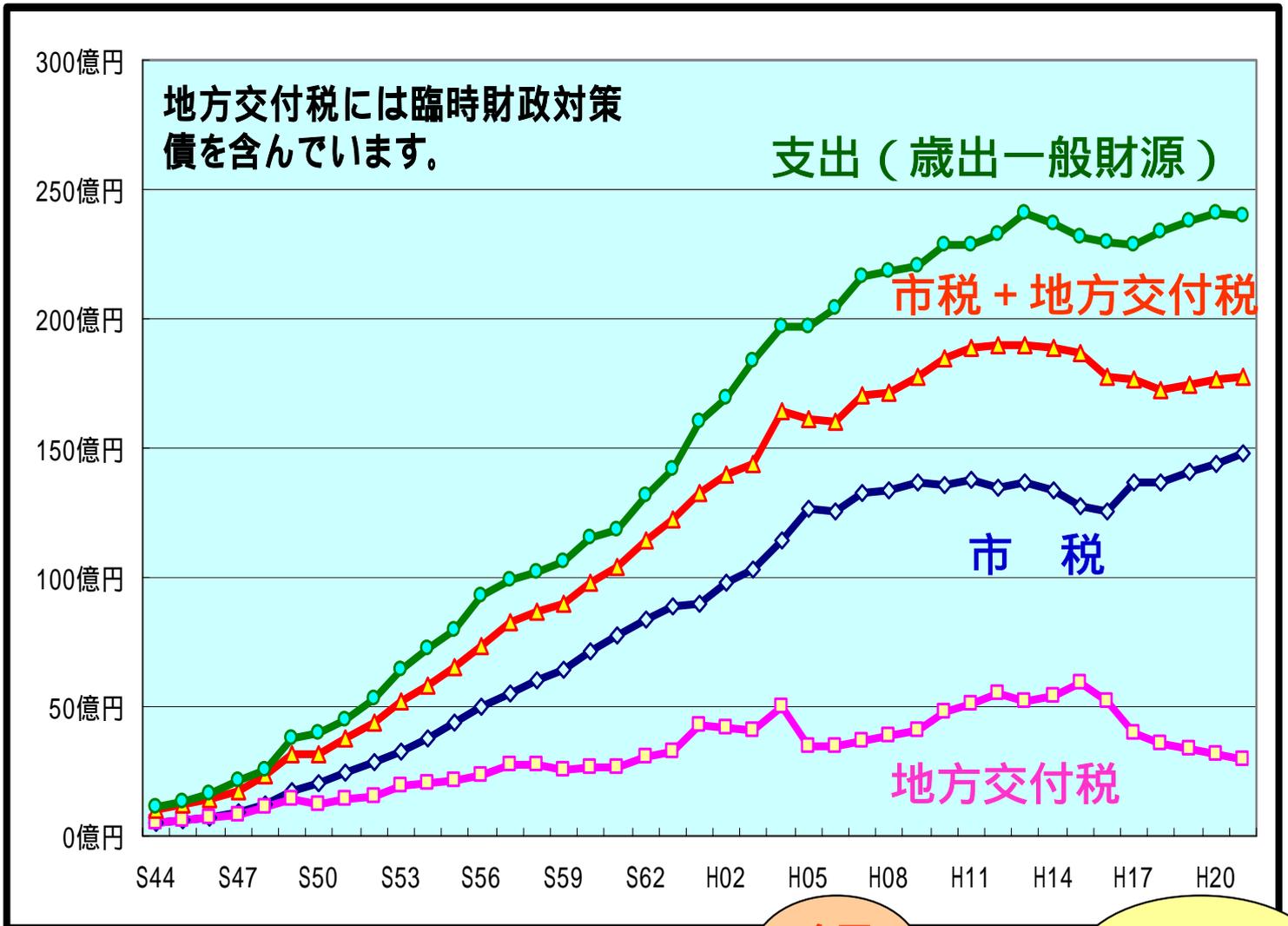
国



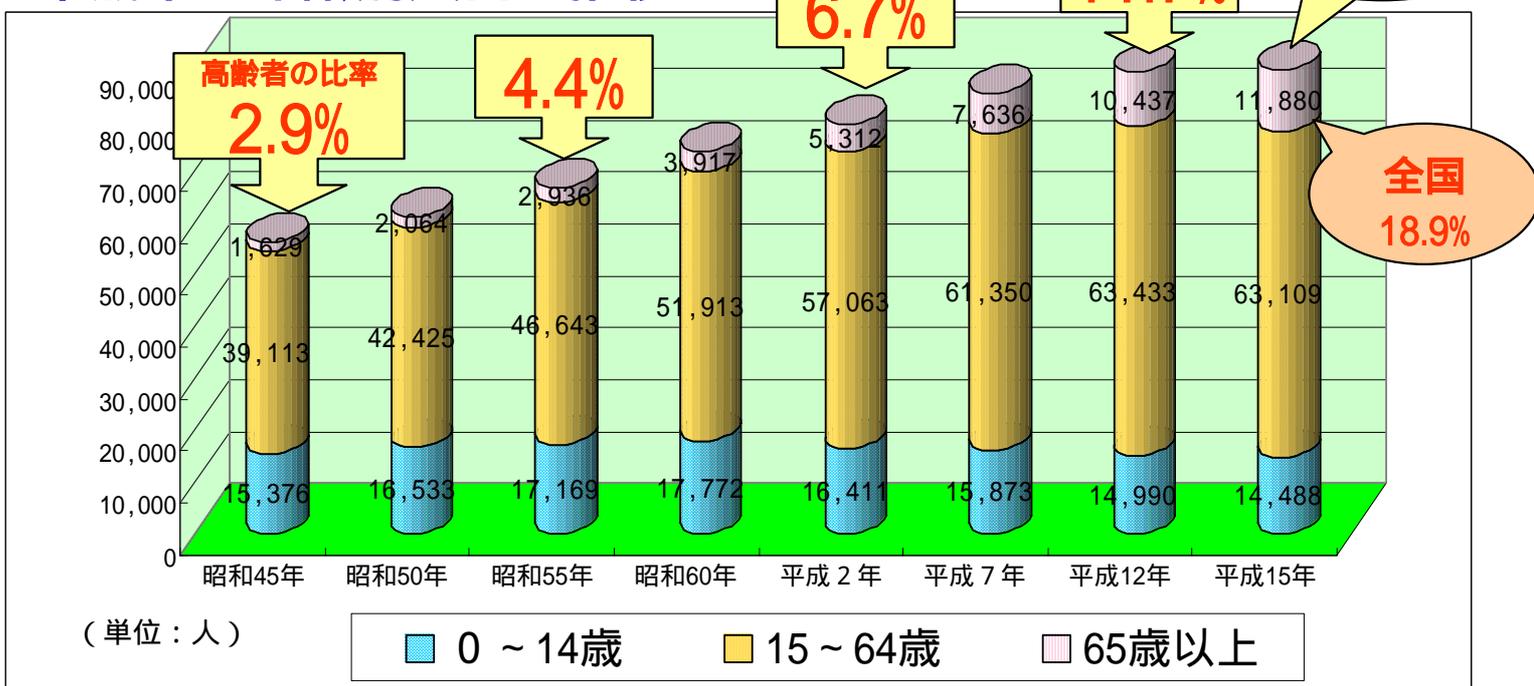
酒税・たばこ税

# 千歳市の財政と人口

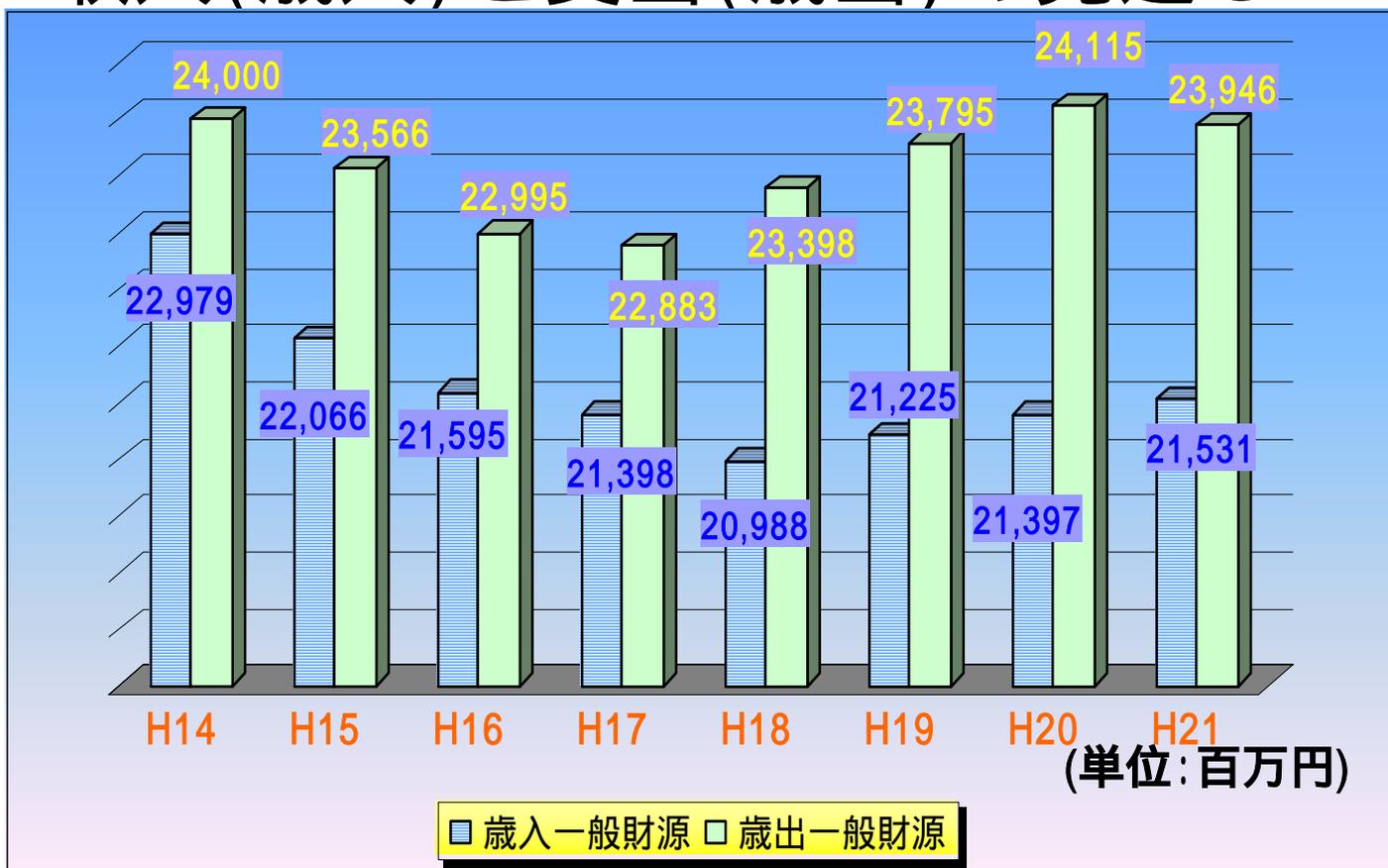
## 市税・地方交付税の収入と支出(歳出一般財源)の状況



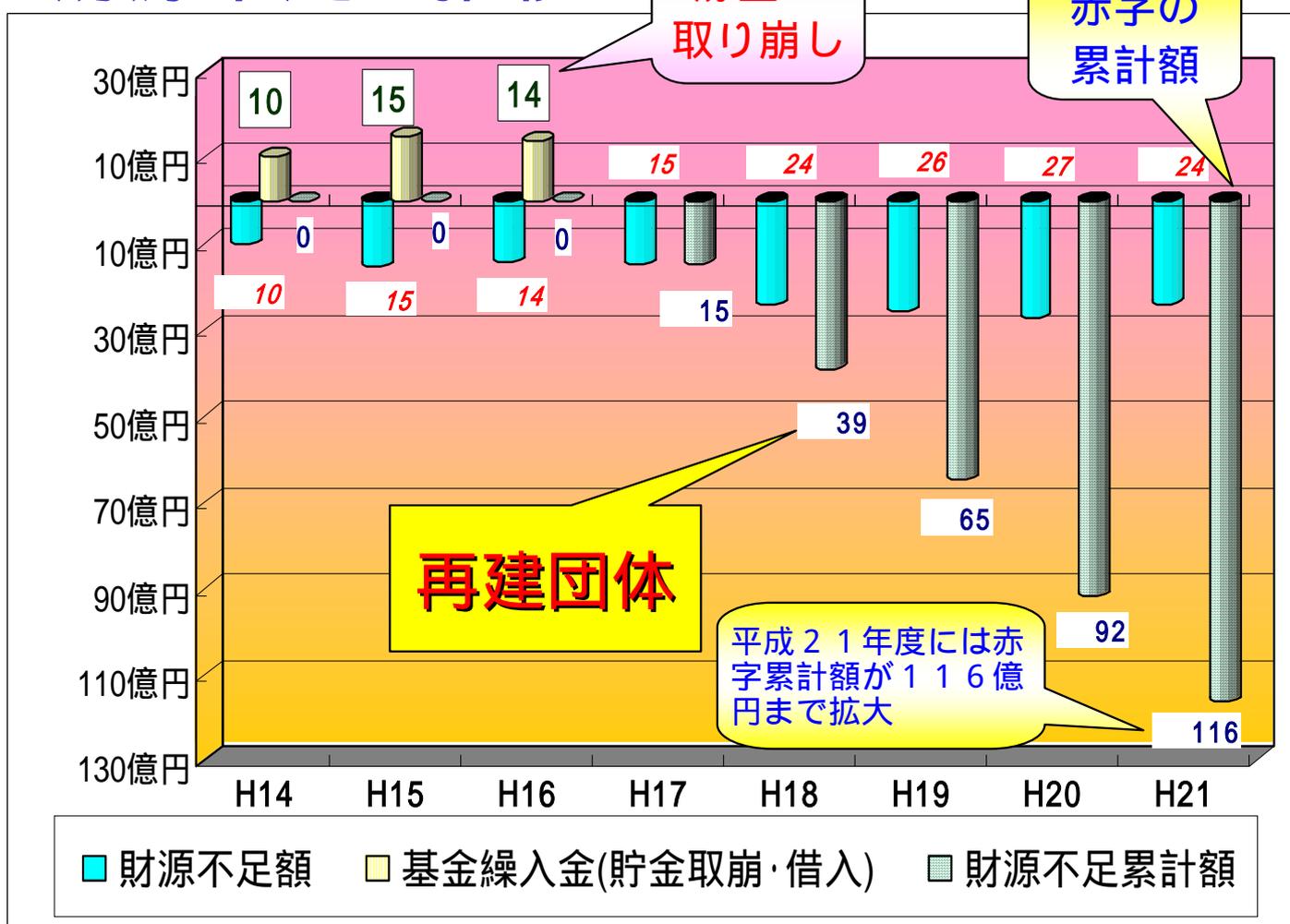
## 千歳市の年齢別人口の推移



# 収入(歳入)と支出(歳出)の見通し



## 財源不足の推移



# 財政再建団体とは

赤字が40億円を超える

標準財政規模(市税や地方交付税など)の20%



国が赤字団体に指定

財政再建準用団体

市民サービスが低下

国や市の一般会計など「官庁会計」には、赤字で予算を組んだり、決算ができないため、翌年度の収入(歳入)を借りてきて、その年の支出をまかなう「繰上充用」という手法があります。

しかし、次の年も前の年に繰り上げた資金分が不足し、さらに、その翌年からまた借りるという、いわゆる自転車操業的な繰り返しになります。

千歳市の場合、その貯まった赤字の額が、40億円程度になると、国(総務省)から『財政再建準用団体』の指定を受けることとなります。これは、企業でいう倒産と同じ状態といえます。

「財政破綻宣言」ともいえる『財政再建準用団体』になると、市が独自で行っているあらゆる事業ができなくなるほか、資金の調達もできなくなるなど、市民サービスが極端に低下し、市民の皆さんに大きな影響を及ぼします。

# 財政健全化の取り組み



例えば、平成17年度に7億円のA事業をやめた場合の影響額

例えば、平成18年度に7億円のB事業をやめた場合の影響額

例えば、平成19年度に7億円のC事業をやめた場合の影響額

例えば、平成20年度に7億円のD事業をやめた場合の影響額

例えば、平成21年度に7億円のE事業をやめた場合の影響額

合計105億円

今後5年間(財政健全化対策期間：H17～H21年度)で116億円の収支不足が見込まれています。

このため、千歳市が今後、財政再建団体に陥ることのないよう**財政健全化対策**を考えました。

この対策は、毎年7億円づつ支出などを減らしていき、平成21年度には35億円を、また、この5年間の累計では105億円の支出を抑えようとするものです。

そして、残りの11億円は基金(貯金)から借りて、まかなうこととしています。

# 財政健全化対策が出来るまで

一般財源総額(H16) 230億円

153億円

## 義務的経費

生活保護費、障害者支援費、介護保険などの社会保障費、人件費(職員給与等)、元利補給補助金、公債費(借金返済)、繰出金等

69億円

## 裁量的経費

市が独自に実施する社会保障費、市役所管理費、消防費、産業振興費、補助金など

8億円

## 投資的経費

道路、公園、橋、公共施設などの建設

繰出金(国保、下水道、病院などへの市税での負担分)

32億円

60億円

## 見直し対象事業

333事業

92億円

3億円

当初の目的が達成されたと考えられる事業

## 8つの見直し基準

利用者が減っている古い施設など

今の制度のままでは年々費用が増加し、続けることができなくなる事業

利用者が減少している又は利用者がいないなど、実施する意義が薄れている事業

本来、利用される方が負担することが望ましい事業

同じような事業の統合などにより、利用する方が使いやすくなる事業

国の補助や貯金などで、続けることができる事業

終了、縮小しても、市民生活への影響などが少ない事業

平成17年度分の7億円を節約するための計画をつくりました。(137事業の見直し)

# 来年度からの見直し事業

## 1 来年度から収入の見直しを予定している主な事業

### (1) 事業系ごみ処分手数料等の見直し

(現在の料金)

埋立等処分手数料	10kgあたり	45円
産業廃棄物処分費用	10kgあたり	60円
し尿処理手数料(仮設トイレ)	25リットルあたり	125円



(平成17年4月1日からの料金)

埋立等処分手数料	10kgあたり	80円
産業廃棄物処分費用	10kgあたり	100円
し尿処理手数料(仮設トイレ)	25リットルあたり	250円

### (2) キャンプ場使用料の見直し

(現在の料金)

区分	一人一泊		
	大人	小・中学生	未就学児
ポロピナイ	300円	200円	100円
美  笛	600円	400円	200円



平成17年度から美笛キャンプ場の大人の宿泊料金を今の600円から1,000円程度とする料金の改正を検討しています。

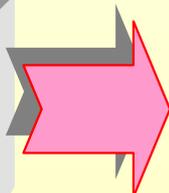
### (3) パークゴルフ場使用料の見直し

(現在の料金)

区分	大人	小・中学生	65歳以上
市内	300円	100円	100円
市外	500円	100円	500円



現在の有料施設  
つばさ公園  
(1か所)



市の管理する10箇所の無料パークゴルフコースについて、コースや利用状況などをふまえ、段階的に有料化を検討します。

## 2 今年度で終了を予定している主な事業

### (1) 国際会議開催事業

当市は「世界に開かれた国際交流都市としてのまちづくり」を進めるため、平成4年度から隔年でこれまで7回の国際会議を誘致・開催し、会議参加者に対し千歳市の魅力を広くPRするとともに、参加者のツアーや日本文化体験など通じ、各種の交流事業を行い、ボランティアの方々や市民団体に参画いただきながら、市民の国際意識の高揚を図ってきたところです。

また、この間、国際会議開催のノウハウや各種ボランティアの育成なども、一定の成果が蓄積されてきました。

しかし、経費的に市の負担も大きいことなどから、財政健全化対策の期間中における国際会議の誘致及び開催の中止は止むを得ないものと判断しました。

今後は、千歳科学技術大学による学術分野における国際会議の継続開催など、民間分野における活動に期待をするとともに、引き続き千歳国際交流協会や国際協力事業団（JICA）などと連携しながら、国際交流事業の推進に努めていきます。



### (2) 東京事務所

平成7年に東京都千代田区に事務所を開設し、中央省庁・関係団体からの情報収集や連絡調整、国への要望活動のサポート役などのほか、担当部署と連携した企業誘致活動、観光PRなどの業務を行っています。また、平成14年には千歳の応援団である東京千歳会が発足し、事務局として会を運営しています。

しかし、各種給付事業などの見直しが避けられない財政状況の中で、内部管理経費のさらなる削減が必要であることや、閉鎖による市民生活への影響が少ないことなどから、閉鎖をすることとしました。

### (3) 職員福利厚生会事業

職員の福利厚生事業を実施するため平成6年度「千歳市職員福利厚生会」を発足し、職員の福利厚生事業と職員相互の親睦を深める目的で事業主である市からの交付金、職員からの会費、会の事業収益で運営されている事業です。

しかし、財政状況の低迷から交付金を削減せざるを得なくなったことで十分な福利厚生会としての役割を果たせない状況が予想されることから会の廃止も視野に入れた検討を進めていくこととしました。

### (4) 犬・猫不妊手術助成事業

平成6年度に飼犬・飼猫の去勢不妊手術費の一部を助成することにより、去勢不妊手術の実施を促し、不要な犬・猫の繁殖による捨て犬・猫の防止により、動物の愛護精神の涵養及び飼犬・飼猫の適切な管理について市民意識の高揚を図るために作られた制度で、雄犬2,300円、雌犬5,000円、雄猫1,800円、雌猫3,500円を助成しています。

捨て犬や猫の発生などを防止する効果は、最近の野犬などの捕獲頭数が減少してきていることなどからもうかがえ、この不妊手術の意義が一定程度、市民の方へ周知・理解がされてきたことや、助成対象が犬・猫を飼養している特定の市民に限られていることもあり、今年度でこの制度を終了して飼主の責任と負担により、捨て犬や猫の発生を防ぐ対策をとっていただくよう考えています。

このような制度を実施している都市は、全道では千歳市を含めて3市となっています。



## (5) 交通事故見舞金支給制度

市民が交通事故で死亡した場合（重大な過失を除きます。）に、ご遺族に対し市から交通事故の見舞金として20万円を支給しています。

しかし、近年は、民間の保険制度も充実してきており、他の都市などでも実施されていないことなどから、今年度での終了を検討しています。

## (6) 診断書料金助成事業（障害基礎年金申請、老人福祉施設入所申請、身体障害者手帳交付申請、精神障害者保健福祉手帳交付申請、特別児童扶養手当認定請求等）

**(障害基礎年金申請等)** 国民年金加入中や20歳前の病気やけがによって障害が残った場合は、障害の程度により障害基礎年金が支給されますが、その裁定請求の際に必要な診断書の作成料について全額を助成しています。

**(老人福祉施設入所申請)** 養護老人ホーム入所申請時に必要な診断書料金の助成制度で、助成の方法は、老人ホーム入所申請時に限り、診断書の作成料の全額を助成しています。

**(身体障害者手帳交付申請等)** 新たに身体障害者手帳の交付申請を行う場合や既に障害手帳を保有している方のうち、障害の程度の変更により改めて申請が必要となった方に対し、申請時に義務づけられている診断書の作成料の全額を助成しています。

**(特別児童扶養手当認定請求等)** 身体や精神に障害のある満20歳未満の児童を養育する保護者に対して、特別児童扶養手当の認定請求等に必要な診断書、または児童が児童福祉施設に入所する際に添付する医師の診断書の作成料の全額を助成しています。

**(精神障害者保健福祉手帳交付申請等)** 精神障害者保健福祉手帳交付及び通院医療費の公費負担申請に伴う診断書の作成料の全額を助成しています。

これらの診断書の作成料の助成事業は、他の都市でもあまり例がなく、ご本人に負担いただくことが望ましいことなどから、今年度で終了することと検討しています。

## (7) 被保護世帯に対する見舞金支給事業

生活保護法による保護を受けている世帯に対して、夏季と冬季に見舞金を支給し、激励するとともに被保護世帯の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。支給の方法は、生活保護費の7月と1月の定例支給日に、世帯の人数に応じて1,500円から4,000円までの範囲で生活保護費に上乗せして支給しています。

しかしながら、本来、生活保護世帯は生活保護法で最低生活が保障されており、生活保護基準も毎年見直されていることなどから、保護費に上乗せをして支給する必要性は少なく、支給されていない方との均衡も損なうことなどから、今年度で終了しようと考えています。

## (8) 公衆浴場入浴料金助成事業

生活保護法に基づく保護を受けている方で、自宅に入浴設備のない方に対して、公衆浴場の入浴料金を助成しています。助成の内容は、1人につき月5枚を限度として福祉入浴券を交付し、年間60枚までとしています。ただし、高齢者又は障害者の方で入浴助成券の交付を受けている方は、年間8枚までを限度として助成しています。

しかしながら、本来、入浴にかかる経費は生活扶助費のなかで、まかなわれるもので、自宅に風呂のある世帯の方と不公平感などもありますことから、この助成は終了し、今後は、障害者と高齢者を対象としたバス・タクシー、浴場等利用助成事業に統合した中で実施していきたいと考えています。



### (9)社会福祉施設入所者に対する面会旅費助成事業（老人福祉施設面会）

昭和53年度に福祉の向上を図ることを目的として作られた制度で、千歳市外（道外を除く）の養護老人ホーム入所者を家族等が面会する際の助成を行っています。

助成の方法は、年6回までの申請によりJR運賃及び接続バス運賃を助成しています。

ここ数年、この助成制度の利用者がなく、市民生活への影響は極めて少ないと考えられますことから、今年度で終了しようと考えています。

### (10)寝たきり老人等介護手当支給事業

昭和62年度に高齢者等の介護者の労をねぎらうために作られた制度で、在宅の寝たきりや痴呆症高齢者などを6月以上在宅で介護している介護者に対して月5,500円を支給しています。

支給の方法は、在宅での介護期間6月以降の申請により資格が喪失するまでの期間、毎年9月と3月の年2回に6月分ずつ助成しています。

介護保険制度の開始から4年目となり、介護保険サービス基盤が整備されてきたなか、介護用品支給事業との統合に向け検討していきたいと考えております。

他の都市では、介護保険制度の開始と同時にほとんどがこのような制度を廃止しています。

### (11)家族介護慰労金支給事業

平成13年度に高齢者等の介護者の介護の労をねぎらうために作られた制度で、介護保険の要介護認定において要介護4又は要介護5と認定され、市民税が課税されていない世帯にいる高齢者の方を1年間介護保険サービスを利用せずに介護している介護者に対し、10万円の支給を行っています。

支給の方法は、要介護4又は要介護5と認定された日から介護保険サービスを利用しない期間が1年間に達した日以降の申請により年1回支給しています。

1年間サービスを利用せず在宅介護を継続することは極めて困難であり、制度開始からわずか1件となかなか申請に結びつかない実態などもふまえ、今年度で終了に向け検討しています。

### (12)歩行用「杖」給付事業

昭和54年度に歩行支援用具としての杖を給付し、日常生活の利便性を図ることを目的として作られた制度で、給付の方法は、申請により身体に障害等を有する高齢者に対して1本千円、生活保護者の方は無料で給付しています。

最近、個々の身体状況にあった杖の給付制度が、身体障害者の補装具給付制度や介護保険認定者の福祉用具の貸与として制度ができている状況などから、利用される方も少なく、今年度で終了することで検討しています。

### (13)ガスもれ警報器給付事業

昭和59年度に在宅の低所得者層に属する重度の障害を有する方やひとり暮らし高齢者等にガスもれ警報器を給付し、日常生活の安全を確保することを目的として作られた制度で、給付の方法は、申請により警報器の設置を行っています。

平成3年度から現在まで申請がわずか1件と利用者が少ないことや、既設置者の方も緊急通報システムへの移行が図られていること、また、施設入所等で不要となったことなどから、今年度で終了することで検討しています。

### (14)100歳以上祝品贈呈事業

平成11年度に長寿を祝い、広く敬愛の思想を普及することを目的として作られた制度で、100歳以上の方に祝品の贈呈を行っています。贈呈の方法は、年1回対象となられる方々の居住地に市長が出向き、祝品と花束を贈呈しています。

今後は、敬老年金支給事業を見直した後の祝金贈呈事業に統合することで制度の見直しを検討しています。

## (15) 養護学校通学生交通費助成事業

養護学校通学生交通費助成事業は、知的障害者の方で北海道白樺高等養護学校に通学されている世帯の経済的負担を減らすことを目的に、昭和55年度に作られた制度です。制度ができた当時は対象者が10名程いましたが、平成12年度の2名を最後に、ここ数年対象者がいないのが実態です。

これは、北海道でも同じような助成制度があり、千歳市の場合、北海道が行う制度の対象とならなかった方に対する制度のため市の制度が利用されていない実態にあります。このようなことから、今年度で終了しようと考えています。

## (16) 出張健診事業

生活習慣病の予防や疾病の早期発見を目的に支笏湖・泉郷・東千歳の3地区に出張し健診を実施しています。これは、昭和45年に北海道が移動保健所として開始し、その後、市が引き続き実施しているものですが、近年、受診される方の約半数が既に医療機関で治療中などにより健診本来の目的に該当する受診者が、少なくなっている実態にあります。

このようなことからこの出張健診は今年度で終了し、今後は、市街地の一般健診と統合することで、逆に受診の機会が増加し、更にはがん検診などと同時に受診可能となりますので、利用される方には、充実した健診制度になるものと考えています。

## (17) ホワイトドリームフェスタ事業補助金

平成13年度「2001年のミレニアム」を記念して1年限りとして実施した事業ですが、冬季の市街地でのイベントとして市民の方々の要望もあり継続している事業です。市は平成16年度では475万円を補助し、毎年、約6,000人の方々に参加いただいています。

しかし、他のイベントと比べ参加者が少ないことや、期間中の集客性も低調でありますことなどから、平成15年度から新たに実施した「街中にイルミネーションを普及させるためのコンクール事業」だけを引き続き実施する方向で実行委員会などと協議していきます。

## (18) 千歳アルカディア・プラザ(産業活動促進事業：ホトニクス研究機器室設置事業)

千歳アルカディア・プラザの3階に「ホトニクス研究機器室」を設置しています。この機器は、平成9年度から12年度までの間、通信・放送機構が開設していた千歳ホトニクスリサーチセンターから購入したもので、千歳科学技術大学の教員及び学生などの使用を主体とし、産学官連携による共同研究を推進するため運営してきました。しかし、機器の一部は老朽化等から十分な性能を発揮できていないものもあり、また大学においても機器の導入が進んでいることから、ホトニクス機器室は、当初の目的を達成したものとして閉鎖を検討しています。

## (19) 融雪施設設置費助成事業

冬季間における生活環境の向上に寄与することを目的に平成11年度に作られた制度で、個人住宅の敷地内や玄関前の道路部分の雪を処理するためにロードヒーティングなど融雪施設を設置する市民に対し、借入資金100万円を限度額とした無利子の貸付事業と高齢者や障害者世帯に対し、設置費20%の20万円を限度額として補助しています。

これまで、197件の利用をいただきましたが、平成13年度の57件をピークに、昨年度は20件と低調となってきており、現在の低金利経済や利用状況などからも、この制度の目的も一定程度達成されたものと考えられますことから、今年度で終了する方向で検討しています。



## (20)社会教育活動災害見舞金交付事業

社会教育関係団体等が行う活動に参加した市民が、その活動中に災害に遭遇し、死亡または障害を受けたときに、本人や遺族に対して見舞金を交付する制度です。

見舞金制度を利用するには、事前に市からこの制度の対象となることの承認が必要で、給付の内容は、災害に遭遇した場合は死亡時30万円以内、傷害を受けたときはその程度により2万円から10万円までを交付しています。

近年は、ボランティア保険など、この制度と同程度の給付を安価な掛け金で補償される民間の保険制度が、充実していることや、本事業の申請件数が少なくなっている実態などから、本事業は一定の目的を達成し、また、事業継続の意義が薄れてきているものと考えられるため、今年度をもって終了しようと考えています。

## (21)支笏湖青少年研修センター

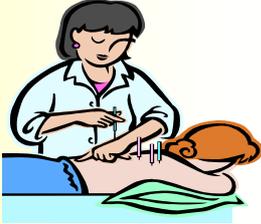
支笏湖青少年研修センターは、青少年が大自然の中で団体で宿泊をし、共同生活を通して、規律共同の精神を養い、心身共に健全な青少年を育成する施設として、昭和44年に設置されました。

平成15年度の年間利用者は、市内、市外合わせて延べ約4,400人となっています。施設の老朽化により、今後、大規模な改修が必要となることや最近の利用者の推移から今後も利用者が大幅に増加することが望めないこと、国立・道立の大規模な青少年研修施設が各地に設置されてきており、近隣自治体にも同様の施設が存在することなどから、閉鎖を検討しています。

なお、現在は、台風18号の影響により電気などが使用できない状況にあることから、宿泊者の受け入れを行わず運営を休止しています。



### 3 来年度から変更を予定している主な事業

事業名など	今はこのようになっています。	このように変えようと考えています。
<p>(1)国民健康保険「はり・きゅう助成事業」</p> 	<p>はり・きゅうの治療が必要と認められる被保険者の方を対象として、年間一人、一回1,200円の45回分を助成しています。</p>	<p>平成16年度までは年間1人1回1,200円の45回分を助成、17年度から年間1人1回1,200円の30回分を、18年度から年1人1回1,200円の15回分を助成し、18年度末で終了する予定です。 これは、今後の国民健康保険制度の安定的な維持や、はり、灸の施術を受けることは、医師が同意した場合に保険の適用となる制度があり、保険の適用外は、ご本人で負担されることが望ましいと考えられることからです。</p>
<p>(2)高齢者指圧・マッサージ施術助成事業</p> 	<p>70歳以上の方で、あん摩・マッサージ・指圧・鍼及び灸を必要とする方を対象として、年間1人、1回1,200円の24回分の助成券を支給しています。</p>	<p>平成16年度までは年間1人、1回1,200円の24回分を助成、17年度から年間1人、1回1,200円の12回分を助成し、17年度末で終了する予定です。 これも、国民健康保険「はり・きゅう助成事業」と同様の趣旨により段階的に終了しようとするものです。</p>
<p>(3)敬老年金支給事業</p> 	<p>市民税が課税されていない70歳から74歳までの方に年6,000円、75歳以上の方には年18,000円の支給をしています。</p>	<p>平成17年度からは、節目(賀寿)の年齢に達した方へのお祝い金として、77歳の方には1万円、88歳の方には3万円、99歳の方には5万円、100歳の方には7万円を贈呈します。 これは、昨今の高齢化社会の進展により、支給者数や財政負担が10年前の約2倍となり、この制度を将来にわたり安定的に維持することが困難な情勢となってきたこと、公的年金制度の充実が図られてきたことなどによるものです。</p>
<p>(4)高齢者バス利用助成及び浴場利用助成事業</p> 	<p>70歳以上の方を対象に、バス料金は支笏湖・東千歳地区の方は18,000円分を、それ以外の地域の方は年12,000円分のバス券を交付し、入浴料金は年52回分の19,240円分を入浴券の交付により助成しています。</p>	<p>平成17年度からは、市民税が課税されていない75歳以上の方を対象に、現行のバスと公衆浴場の利用に、タクシーと温泉の利用を加え、4つの対象事業から利用したい事業を選択し、1万円まで助成します。 これにより、助成額は縮小しますが、対象サービスは拡大されることとなります。</p>
<p>(5)弔慰事業</p>	<p>亡くなられた年齢が77歳以上の方に対して弔電を、88歳以上の方に対しては弔電と生花を、100歳を超えられた方には弔電、生花、お香典と市長が葬儀へ参列しています。</p>	<p>平成17年度からは、亡くなられた方の年齢が77歳以上の方に対して弔電は、変わりませんが、88歳以上の方には、弔電と市の弔旗をお供えすることで検討しています。 本来は、弔意は高齢者のみならず市民全般に及ぶものですが、今までどおり高齢者への敬老の精神から平均寿命を超えられた方々を対象とします。</p>

事業名など	今はこのようになっています。	このように変えようと考えています。
(6)人工透析患者交通費助成事業	人工透析治療を必要とする患者さんが通院のため、月に7回以上、公共交通機関または自己所有の車両で交通費を負担された方に対し、自宅から市内の人工透析医療機関又は市外の医療機関の場合は、最寄りのJR駅までの距離に応じた往復のタクシー料金の6割に相当する額(タクシー運賃が基本料金の場合は5割)を、助成しています。	平成17年度からは、『人工透析患者交通費助成事業』、『福祉タクシー料金助成事業』、『障害者バス料金助成』、『障害者入浴料金助成事業』の4つの事業を統合して、市民税が課税されていない障害者の方を対象に、現行のバスと公衆浴場の利用に、タクシーと温泉の利用を加え、4つの対象事業から利用したい事業を選択し、重度障害者は2万円まで、その他の障害者は1万円まで助成します。これにより、助成額は縮小しますが、対象サービスは拡大されることとなります。
(7)福祉タクシー料金助成事業	重度の心身障害者の方が、会合、通院など外出する際にタクシーを利用するときの運賃の一部を助成しています。助成の方法はタクシー基本料金530円のチケットを年間36枚(19,080円分)を限度として交付しています。	
(8)障害者バス料金助成事業	身体障害者又は知的障害者の方に、年6千円、精神障害者保健福祉手帳を所有している方には年12,000円分を限度としてバス券を交付しています。	
(9)障害者入浴料金助成事業	身体障害者又は知的障害者の方に、年間52回分(19,240円分)の入浴券を交付して入浴料金の助成を行っています。	
(10)障害者入浴サービス事業	心身に障害をもち常時寝たきりの重度障害者の方で介護保険の訪問入浴の対象とならない方または身障デイサービスは体力的に受けられない方に対し、専用施設での入浴のサービスを行っています。	平成17年度からは、専用施設での入浴サービスを、自宅に訪問し、自宅での入浴サービスが行えるよう検討をしています。
(11)こども早期療育事業(交通費助成)	千歳市こども通園センターに通って療育指導を受ける児童及び保護者の方々に、通園に係る交通費を助成しています。助成の方法は、バス・鉄道の乗車料金及び自家用車利用によるガソリン代等の実費額、障害等の事由でバス・鉄道及び自家用車での通園が困難な場合には、タクシー券を交付して、通園に係る交通費の全額を助成しています。	平成17年度からは、バス・鉄道利用者の方は、実費額の5割の助成に、自家用車利用者の方の助成は終了します。タクシー利用者の方は、平成17年度は9割の助成に、平成18年度は8割の助成に改め、最終的に平成19年度には7割の助成に改める予定です。これは、市が全額助成としていますが、本来、利用者の方が負担することが望ましいと考えられることから、一部助成にしようとするものです。
(12)中小企業者に対する相談事業	千歳商工会議所が、法律に基づき、中小企業相談所を設置し、市内の中小企業者の総合的な改善発達を図り、商工業の発展に寄与することを目的として、行っている相談事業に対し、相談所職員の人件費の一部を助成しています。	平成17年度からは、商工会議所における中小企業相談所への補助を、一部縮減することで検討しています。

事業名など	今はこのようになっています。	このように変えようと 考えています。
<p>(13)商店街振興補助金 交付事業(市民夏まつり 補助金交付事業・もちつき 大会補助金交付事業)</p> 	<p>夏祭り実行委員会が主催する「噴水、あんどんフェスティバル、納涼盆踊り」などの「市民夏祭り」と、千歳市商店街振興組合連合会が主催し、17県人会が協力して実施する「郷土もちつき大会」の運営費の一部を補助しています。</p>	<p>平成17年度からは、商店街振興組合連合会が主催する「郷土もちつき大会」に対する補助を、今年度で終了することで検討しています。</p>
<p>(14)中小企業対策支援 事業(中小企業対策、 小規模企業対策、中小 企業貸付を含む。)</p> 	<p>市内の中小企業者が、必要な資金を借り受けるための融資原資の確保を図り、融資にかかる保証料、利子を全額助成しています。</p>	<p>平成17年度からは、中小企業者を対象とした、市の制度融資にかかる補助につきましては、保証料に限定することで検討を進めています。 これは、他の都市でも利子全額を助成していないことなどによるものです。</p>
<p>(15)商店街振興組合補助 事業(商店街振興、 活性化・組織化の2補 助事業を含む。)</p> 	<p>千歳市商店街振興組合連合会が、商店街組合の活性化や事業の運営、組合組織の強化を図ることを目的として行っている、連合会の事業費と人件費の一部を補助しています。</p>	<p>平成17年度からは、商店街振興組合連合会が行う、商店街振興対策事業に対する補助を、一部縮減することを検討しています。</p>
<p>(16)駅西口ビル観光案内 所補助金</p>	<p>JR千歳駅西口ビル「ペウレ千歳」内にある千歳駅観光案内所は、本年4月1日にオープンし、午前9時から午後7時まで常時2名体制で運営しています。市はこの運営費の半分の補助をしています。</p>	<p>駅西口ビル観光案内所は、本年4月にオープンしましたが、利用の実態などを精査し、利用される方に不便を強くない範囲で、開所時間の短縮などを検討しています。</p>
<p>(17)観光情報誌作成事 業補助金</p>	<p>市の観光情報を紹介する情報誌の作成のため、昭和59年度から現在まで毎年、千歳観光連盟に対し補助しています。今年度は観光情報誌40,000部、ポスター1,000枚、市内ガイドマップ10,000部の製作を予定しています。</p>	<p>観光情報誌についての需要は高く、観光客誘致に大きく貢献していますので、廃止は難しいですが、市の補助金の交付率の見直しや、隔年発行、単価引き下げなどを、交付先と協議していきます。</p>
<p>(18)よさこいソーラン ちとせトーナメント祭 補助金</p>	<p>平成11年度から毎年開催し、本年度で6回目となる夏のイベントの1つで、今年度は参加チーム数は42チーム、入込み数は約27,000人と年々増加しているイベントで、全体予算750万円のうち、市は475万円を補助しています。</p>	<p>今後、実行委員会と補助金の縮減などについて協議をしていくこととしています。</p>

事業名など	今はこのようになっています。	このように変えようと 考えています。
<p>(19)北海道スカイ&amp;ピ アフェスタちとせ開催 補助金</p>	<p>平成9年度から空港まつりとビールまつりが統合され、実施されている夏のイベントの1つで、今年度の全体予算2,000万円のうち市は475万円を補助しています。入込み数は平成9年度は20,000人でありましたが、今年度は30,000人と年々増えています。</p>	<p>今後、実行委員会と補助金の縮減などについて協議をしていくこととしています。</p>
<p>(20)農業振興条例助成 金交付事業</p> 	<p>農業振興条例は、農業者、生産組織及び農業団体の効率的かつ安定的な農業の発展に寄与することを目的に制定されたもので、現在9種の助成事業と2種の融資事業及び1種の貸付事業が定められています。</p>	<p>17年度は、クリーン農業及び特用林産物の生産推進を普及するために導入した16年度までの時限助成3項目を終了します。また、本来受益者が負担することが望ましいと考えられる事業、利用の少ない事業、当初の目的を達成したと判断される事業の凍結を検討しています。</p>
<p>(21)奨学金管理運営業 務</p>	<p>高校や大学などで学習したいという意欲があり、その能力があるにもかかわらず、家庭の経済的な事情により学校へ通うことが困難な学生や生徒に対して、奨学金を給付しています。給付額は、高校生で月5,000円以内、大学生で月7,000円以内とし、平成15年度には高校生15名、大学生5名に総額132万円を給付しています。</p>	<p>この制度の資金(財源)は、奨学基金の運用利子により賄うこととなっていますが、低金利の経済情勢のもと、運用利子のみでは賄えず、現在は市税など一般財源により制度を維持しています。 今後、これ以上の一般財源での運営が難しくなっていますことから、奨学基金の取崩しにより制度の安定的な維持を図ることを検討しています。</p>
<p>(22)千歳市教育振興会 補助事業</p>	<p>学級崩壊や不登校児童・生徒の対応など、近年の教育現場は課題が山積し、教育現場への期待は、ますます大きくなっています。 このような時代にあって、保護者が安心して子供を任せられる教育基盤を築くため、教職員の資質向上を目的とした研究活動に補助をしています。</p>	<p>千歳市教育振興会の活動内容や補助金の使途について、他都市の状況などと比較検討して、見直しをしようとしています。</p>
<p>(23)公民館教室</p> 	<p>公民館教室は市民の学習する機会と場を提供し、生涯学習の推進を図ることを目的として、公民館本館、市民文化センター、市民ギャラリーの3施設において、昼、夜各教室を開講し、多くの方に受講いただいています。</p>	<p>平成17年度に市民文化センターがリニューアル事業による改修を予定していることから使用できなくなり、今年度の43教室のうち13教室程度が来年度、縮小する見込みです。 平成18年度以降は、公民館運営審議会等の意見や受講者アンケート調査の結果を踏まえ、多様化、高度化している学習ニーズに対応した講座の開設や受講者数の少ない教室の終了、内容の類似している講座の統合など開講講座の見直しを行い、効率的な公民館教室の運営を進めます。 また、受講料の改定や使用料の減免見直しなど受益者負担についても検討することとしています。</p>

# 平成16年度財政健全化対策の概要

## 平成17年度予算の財政健全化対策

7億2,980万円

### 基本方針

- 1 新規事業の凍結（緊急性のあるものを除く。）
- 2 全事業（補助・単独）の見直し
- 3 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
- 4 投資的経費の抑制

### 歳入確保に向けた取組み 6,800万円

#### 市税収入の確保 400万円

- ・ 納税に関する督励指導や滞納処分の強化
- ・ 固定資産税の課税客体の把握強化
- ・ 市道民税未申告者の実態調査の強化
- ・ 口座振替の促進

平成16年度予算に向けた市税確保対策の継続1,600万円

#### 受益者負担の見直し 6,100万円

- ・ し尿処理手数料(仮設トイレ)、事業系一般廃棄物等処理手数料の見直し
- ・ パークゴルフ場使用料の有料化
- ・ キャンプ場使用料の見直し
- ・ 使用料等受益者負担基準の作成
- ・ 家庭ごみの有料化の検討

#### 未利用市有地の有効利用等 300万円

- ・ 公的利用計画のない土地の早期処分
- ・ 文京住宅地、工業団地の販売促進
- ・ 新規用地取得の抑制
- ・ 職員駐車場の有料化

平成16年度予算に向けた土地売却収入確保の継続5,000万円

## 歳出削減に向けた取組み 6億6,180万円

### 人件費等の抑制 1億850万円

- ・ 特別職給与費の削減
- ・ 管理職手当（15%）の削減の継続等
- ・ 退職者不補充、組織の統廃合、派遣職員の計画的削減、再任用制度の一時凍結等の継続による職員の削減

### 裁量的経費の見直し 5億5,330万円

#### 1 主な全庁的特定項目の統廃合・縮小等対象事業 4億3,550万円

- (1) 国際会議開催事業
- (2) 東京事務所
- (3) 職員福利厚生会事業
- (4) 職員健康管理業務
- (5) 職員被服購入業務
- (6) 犬・猫不妊手術助成事業
- (7) 交通事故見舞金支給制度
- (8) 診断書料金助成事業(障害基礎年金申請等)
- (9) はり・きゅう助成事業(国民健康保険特別会計繰出金)
- (10) 高齢者指圧・マッサージ施術助成事業
- (11) 被保護世帯に対する見舞金支給事業
- (12) 公衆浴場入浴料金助成事業
- (13) 診断書料金助成事業(老人福祉施設入所申請)
- (14) 社会福祉施設入所者に対する面会旅費助成事業
- (15) 寝たきり老人等介護手当支給事業
- (16) 家族介護慰労金支給事業
- (17) 敬老年金支給事業
- (18) 高齢者バス利用助成及び浴場利用助成事業
- (19) 歩行用「杖」給付事業
- (20) ガスもれ警報器給付事業
- (21) 100歳以上祝品贈呈事業
- (22) 弔慰事業
- (23) 診断書料金助成事業(身体障害者手帳交付申請等)
- (24) 障害者入浴サービス事業
- (25) 人工透析患者交通費助成事業
- (26) 福祉タクシー料金助成事業
- (27) 障害者バス料金助成事業
- (28) 障害者入浴料金助成事業
- (29) 養護学校通学生交通費助成事業
- (30) 診断書料金助成事業(特別児童扶養手当認定請求等)

- (31) こども早期療育事業(交通費助成)
- (32) 診断書料助成事業(精神障害者保健福祉手帳交付申請等)
- (33) 出張健診事業
- (34) 中小企業者に対する相談事業
- (35) 商店街振興補助金交付事業(市民夏まつり補助金交付事業・もちつき大会補助金交付事業)
- (36) 中小企業対策支援事業(中小企業対策、小規模企業対策、中小企業貸付含む。)
- (37) 商店街振興組合補助事業(商店街振興、活性化・組織化の2補助事業含む。)
- (38) 駅西口ビル観光案内所補助金
- (39) 観光情報誌作成事業補助金
- (40) よさこいソーランちとせトーナメント祭補助金
- (41) 北海道スカイ&ピアフェスタちとせ開催補助金
- (42) ホワイトドリームフェスタ事業補助金
- (43) 農業振興条例助成金交付事業
- (44) 千歳アルカディア・プラザ分庁舎管理業務(産業活動促進事業：ホトニクス研究機器室設置事業)
- (45) 融雪施設設置費助成事業
- (46) 奨学金管理運営業務
- (47) 千歳市教育振興会補助事業
- (48) 社会教育活動災害見舞金交付事業
- (49) 公民館教室
- (50) 支笏湖青少年研修センター

## 2 他会計への繰出金の見直し 1億1,780万円

- ・ 繰出金の項目及び算定方法の見直し
- ・ 経営健全化の促進
- ・ 財政援助的繰出金の見直し

## 3 全庁的特定項目以外の経費の抑制

- ・ 部局別枠配分方式による経費の抑制(部局別特定項目の見直し等)

### 市民、民間企業等との連携協力

- ・ 市民との協働によるまちづくりの推進(公園の管理、公共施設の管理、学校図書ボランティア等)

### 公共施設の設置基準の見直し等

- ・ 公共施設の設置基準の見直しの検討(コミセン、児童センター、学校プール、公民館分館、パークゴルフ場等)
- ・ 学校空き教室の有効活用

## 負担金、補助金の見直し

- ・ 負担金、補助金の基準の作成
- ・ 協議会等の脱会など負担金や各種団体への補助金の見直し
- ・ 外郭団体の経営改善の促進と委託料、補助金等の削減

## 投資的経費の抑制

- ・ 普通建設事業（ローリング事業）の総額抑制（補助・単独全事業）

## 平成18年度予算編成に向けた全事業の見直し方針の策定

- ・ 歳入の確保対策
- ・ 義務的経費(人件費等)の抑制策の検討
- ・ 裁量的経費(全庁的、部局別特定項目)の見直し
- ・ 投資的経費の抑制

## その他の取組み

- ・ 財政情報の積極的な公表  
    広報による特集掲載  
    財政課ホームページの充実

市民懇談会「みんなで話そう！まちづくり」の開催日程（開催は19時からです。）

月日	曜日	会場	月日	曜日	会場
10月4日	月	農民研修センター	10月25日	月	北桜コミュニティセンター
10月6日	水	支笏湖市民センター	10月27日	水	向陽台コミュニティセンター
10月18日	月	駒里会館	11月1日	月	北コミュニティセンター
10月21日	木	鉄東コミュニティセンター	11月2日	火	千歳コミュニティセンター
10月22日	金	富丘コミュニティセンター	11月5日	金	予備日

財政健全化対策に関するご意見、ご提案、ご不明な点などにつきましては、下記までお寄せください。

〒066-8686

北海道千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市役所 総務部財政課財政係

電話 0123-24-3131(内線228)

Eメールアドレス [zaisei@city.chitose.hokkaido.jp](mailto:zaisei@city.chitose.hokkaido.jp)